

## ハーモネートタウン仰木の里公園通りB街区緑地協定書

### (目 的)

第1条 本協定は都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、第4条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における緑化の推進に関する事項を定めることにより、良好な住環境の形成を図り、健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本協定は「ハーモネートタウン仰木の里公園通りB街区緑地協定」と称する。

### (協定締結者)

第3条 本協定の協定締結者（以下「協定者」という。）は、協定区域内の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）とする。

2) 協定区域内において新たに土地所有者等となった者は、協定者になったものとみなす。

### (協定の区域)

第4条 本協定の区域は、ハーモネートタウン仰木の里公園通りB街区緑地協定区域図面の区域とする。

### (緑化に関する事項)

第5条 協定者は、協定区域内の樹木等の植栽、既存の樹木等のせんてい、病虫害の防除に努めなければならない。

2) 樹木等の種類は、協定区域内の風土に適しており、かつ、当該樹木等の植栽によって、地域の住民等に危害を及ぼさないものでなければならない。

3) 樹木等の植栽場所は、道路沿いの植栽可能な場所及び宅地内の植栽可能な場所とし、その場合においては協定区域内の景観に配慮しなければならない。

4) 公道に面する部分は、60cm以上緑地帯を設けるものとする。但し、門柱及び意匠上これに属する部分、駐車場、既存の土留についてはこの限りでない。

5) 境界に面する場所及び既設擁壁部分に垣又は柵を設ける場合、生け垣又は透視可能な柵、パイプフェンス、ネットフェンスとする。

### (協定の変更及び廃止)

第6条 本協定の内容を変更しようとするときは、土地所有者等の全員の合意を要するものとし、大津市長の認可を受けなければならない。

2) 本協定を廃止しようとする時は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、大津市長の認可を受けなければならない。

### (協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に土地所有者等の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとし、その後も同様とする。

(違反者に対する措置)

第8条 本協定に違反した者(以下「違反者」という。)があった場合、第10条に定める委員会は、違反者に対して相当の猶予期間を定めて、協定内容の実現に必要な措置をとるよう文書等をもって申し入れるものとする。

2) 前項の申し入れがあった場合、違反者はこれに従わなければならない。

(協定の承継)

第9条 協定者は自己の関与する土地・建物等について新たに土地所有者となる者に対し、本協定の内容を明らかにするため、本協定書の写しを引き渡さなければならない。

(委員会)

第10条 本協定の運営のため、ハーモネータウン仰木の里公園通りB街区緑地協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2) 委員会は次の役員で構成する。

委員長	1人
副委員長	1人
委員	若干名
会計	1人

3) 委員は土地所有者等の互選とする。

4) 委員長は委員の互選とし、協定運営のための会務を総理し、委員会を代表する。

5) 副委員長及び会計は、委員の中から互選する。

6) 副委員長は委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

7) 会計は、本協定運営に関する経理業務を処理し、年1回会計報告をしなければならない。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2) 委員の再任は、さまたげないものとする。

(経費)

第12条 協定者は、委員会の運営に必要な経費を負担しなければならない。

(補則)

第13条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

### 1. 協定書の保管

本協定書は2部作成し、1部を大津市長に提出し、他の1部を委員会（委員会が設置されるまでは 積水化学工業株式会社）が保管し、その写しを協定者全員に配布するものとする。

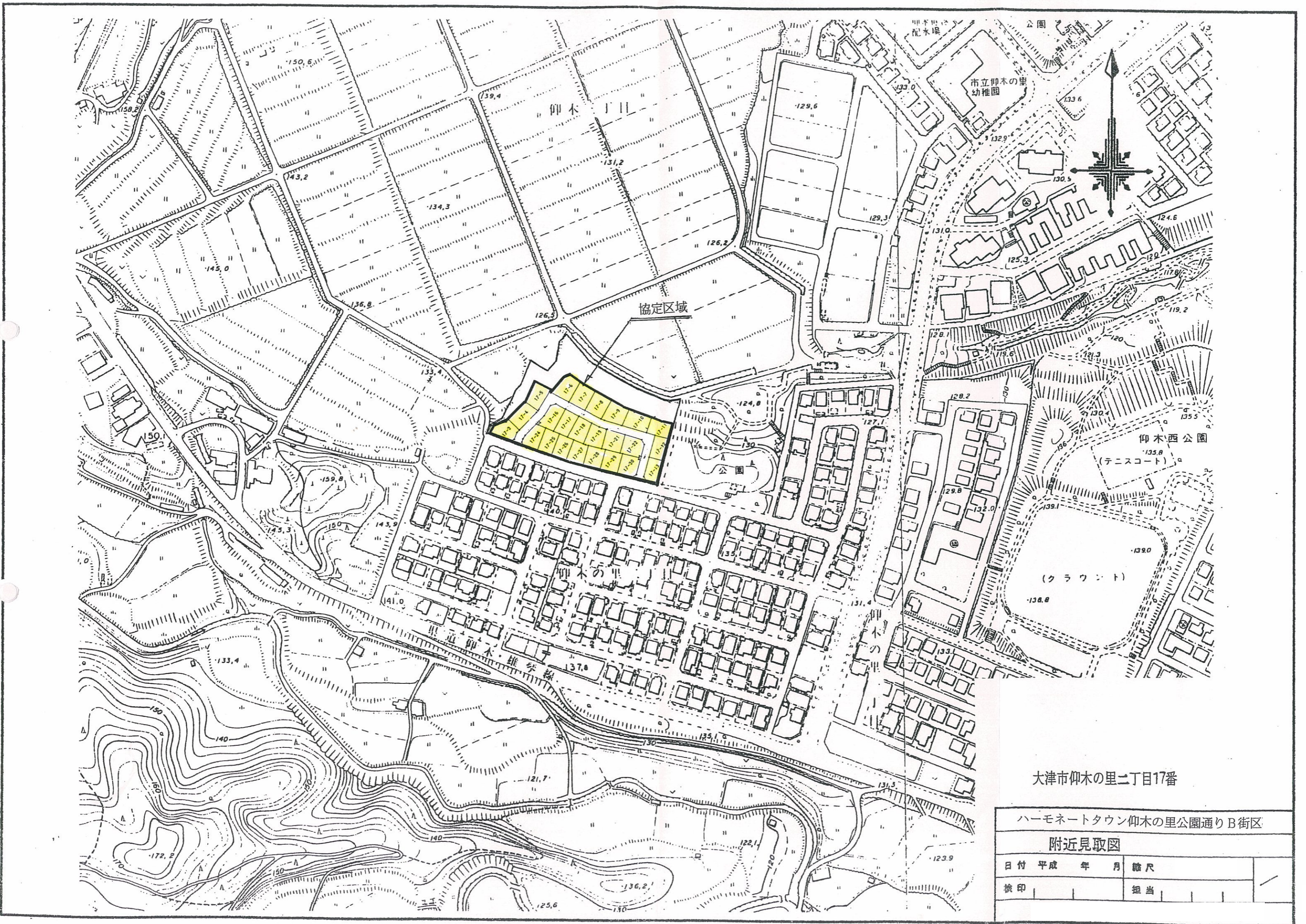
### 2. 経過措置

第10条の委員会が設置されるまで、認可公告のあった日から3年を限度とする期間に限り、積水化学工業株式会社 又は同社から選任された者は、第8条および第10条に規定する権限を有し、これを行することができる。

平成12年5月15日

協定設定者

大阪市北区西天満2-4-4  
積水化学工業株式会社  
代表取締役 大久保 尚武



大津市仰木の里二丁目17番

ハーモネータウン仰木の里公園通りB街区			
附近見取図			
日付	平成	年	月
換印		縮尺	
		担当	